

議案第 5 4 号

三田市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

三田市火災予防条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

平成 2 2 年 6 月 7 日提出

三田市長 竹 内 英 昭

三田市条例第 号

三田市火災予防条例の一部を改正する条例

三田市火災予防条例（昭和48年三田市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第10条の2第1項中「又は熔融炭酸塩型燃料電池」を「、熔融炭酸塩型燃料電池又は固体酸化物型燃料電池」に改め、同条第2項中「固体高分子型燃料電池」の次に「又は固体酸化物型燃料電池」を加える。

第31条の5第3号から第5号までの規定中「第3条第2項」を「第3条第3項」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第10条の2第1項及び第2項の改正規定は、平成22年12月1日から施行する。